

第12回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年6月24日（水） 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 （委員）今泉委員、岡田委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
（事務局）金子企画調整課長、金子財政課長、石井市民協働課長、野沢副主幹、丹野副主幹、小出副主幹、横瀬副主査、北川副主査、三輪主任主事、市川主任主事
（傍聴人）2名
4. 議題 (1) 検討委員会報告書（案）について
(2) 報告書の提出について

【議事】

- ： （傍聴人入室）
- 委員長： 議題の1は検討委員会報告書（案）についてですが、事務局から変更点等について説明願います。
- 事務局： 資料1の「補助金制度検討委員会報告書の提出について」をご覧ください。
前回お配りした報告書の1ページ目にありました市長宛ての文書を報告書本文中から鑑文書として出したものでございます。また、前回ご指摘いただきました修正点につきましては、下線を引いてございます。
資料3の「新旧対照表」を併せてご覧ください。主な修正点につきましては、3行目の文書の差出人についてですが、「委員一同」を「委員長」に、14行目からは審査した結果を加えております。
資料1については、以上です。
続きまして、資料2の「船橋市補助金制度検討委員会報告書（案）」をご覧ください。
前回ご議論いただいた内容と各委員からいただいたご意見を加味しまして修正を加えております。報告書本文につきましては、修正箇所を下線で表示しております。また、こちらも資料3「新旧対照表」の2ページを併せてご覧ください。
主な修正点につきまして、ご説明させていただきます。
報告書の1ページをご覧ください。「はじめに」とございますが、最初に報告書作成の趣旨を入れ込んだものでございます。
次に、4ページをお開き下さい。「補助金の交付基準の策定について」でございですが、文章を少し整理させていただきました。前回資料の「(2) 評価・見直しの基準」に記載されていた文章を「(1) の交付基準（案）の作成」に入れ込み、「(2) は附帯意見」のみを記載いたしました。
次に、11ページをお開き下さい。「対象限定補助金の取り扱いについて」でございですが、こちらも文章を少し整理させていただき、前回の資料では「(3) 対象限定補助金の審査結果」となっておりましたが、こちらを「(3) 審査手順」と「(4) 審査結果」に分けまして、(5) として審査の結果で明らかとなった期待される効果

を入れ込みました。

次に、17 ページをお開き下さい。「新しい補助金制度の提案について」でございます。20 行目、下から 2 つ目の段落「船橋市市民公益活動公募型支援事業は」になりますが、前回ご議論のありました、行政の課題分野に対して、解決策を提案し市と協働で取り組む団体等を募集し、支援する応募型支援金を②「フラグシッププラン」として明記しました。併せて、18 ページの実施要綱の第 3 条第 5 号に「応募型支援金」を定義いたしました。

19 ページをお開き下さい。第 7 条にこの支援事業に参加できる団体の要件をまとめて規定いたしました。

次に 21 ページをお開き下さい。第 14 条として交付時期を入れ込みました。この関係で、条文が 18 条となっております。

22 ページをお開き下さい。別表 2 に応募型支援金「フラグシッププラン」を明記し、支援率も 50%といたしました。

報告書本文の主な修正については、以上でございます。

資料編についてでございますが、こちらは、資料 3「新旧対照表」の 15 ページをご覧ください。

分かり易く文章の表現を少し修正してございます。

以上でございますので、ご確認をいただければと思います。

また、足りない部分等あるかと思っておりますので、ご議論いただければと思います。

委員長：細かい点で見て行きますと気付くところがあったという事ですが、訂正箇所も多くなって、分かりづらいところもあったかと思いますが、今日確認出来るところは、確認したいと思いますが、皆さんからお気付きの点がありましたでしょうか。

では 1 ページから見て行きたいと思っております。

「はじめに」の 3 つ目の段落のところですが、「そして公正で透明な手続きによって決定されていなければならない。」とございますが、「決定されなければならない」でいいのではないかと思います、いかがでしょうか。これまでもそうだし、今後も決定されなければならないという意味になると思います。

よろしいですか。(了承)

3 ページの 2 行目に「市民の善意と自発的な公益活動」とありますが、「市民の自発的な公益活動」でよろしいのではと思いますが、いかがですか。

事務局：寄附などの善意が活かされる仕組みも考えた方がいいということで、入れたと思います。ただ、この文脈ですと性質が違うので「善意」という言葉を削除してもよろしいかと思います。

委員：「善意」を取りましょう。

委員長：よろしいですか。

次の 4 ページの 3 つ目の段落ですが、「サンプル事業審査の結果明らかとなった」とありますが、「から」を入れて「サンプル事業審査の結果から明らかとなった」とした方が、いいと思います。

14 ページに 19 事業約 22,500 千円の縮減効果とありますが、表の 2 からは、分か

りづらいですね。これは、表を作りかえる必要があると思います。

委 員 : 重複している数字を引くと算出できますが、確かに分かりづらいので、考えた方がいいですね。

事 務 局 : 事務局で工夫しまして、お示いたします。

委 員 : 11 ページの(2)の「範囲」のところで、「節 19」など予算の科目だと思いますが、これも分かり易い表現にした方がいいと思います。

事 務 局 : 一般的に分かり易いように、表現も工夫いたします。

委 員 長 : 17 ページですが、下から 8 行目ですが、「パイロットプラン」、「フラグシッププラン」、「ランチプラン」とありますが、一般的には難しいかなと感じますが、いかがですか。

事 務 局 : 愛称があった方が親しみ易いのではないかと考えたものでございますので、無くてもよろしいかと思ひます。

委 員 : 22 ページの別表 2 にある「提案型支援金」、「応募型支援金」、「設立支援型支援金」とありますので、これらの言葉を使用した方がよろしいのではないですか。「フラグシップ」と「ランチ」は分かりづらいですね。

事 務 局 : 「設立支援型支援金」と支援が 2 回続いています、いかがですか。

委 員 長 : 「設立援助型支援金」というのはいかがですか。「支援金」は「補助金」に代わる言葉ですからね。22 ページの表は「提案型」、「応募型」、「設立援助型」でいいと思います。

委 員 : 例えば「パイロット」は水先案内で、提案型であるという、言葉が 3 通りあって分かりづらいですね。

事 務 局 : 要綱は日本語の方がよろしいかと思ひます。他市では愛称を使用していますが、分かりづらいということであれば、削ってもよろしいかと思ひます。

委 員 長 : 敢えてこの段階で愛称を付けなくてもよろしいと思ひますが。

委 員 : この愛称は一般的に馴染まない気がしますので、もっと馴染みやすいラブラーなネーミングをゆっくり考えていただいた方がよろしいのではないかと思ひます。

委 員 長 : では、市長への提出までは時間がありますので、考えていただくということはいかがでしょうか。聞いてイメージ出来る言葉がいいと思ひます。

事 務 局 : 「設立支援型」は「設立援助型」でよろしいですね。

委 員 : 22 ページの別表 1 の図書購入費の備考欄にも何か記載があった方がいいと思ひます。

事 務 局 : 検討させていただきます。

委 員 : 概ね報告書が整理されて来ましたが、廃止と判断する事業については、交付先の団体の理解を得られるような表現が必要だと思ひます。委員会の意見欄の文章について、委員長と事務局で最終的に確認して、必要があれば訂正していただくということを提案します。審査結果の今後の方向性については、修正しないという条件でいかがでしょうか。

委 員 長 : 資料 4 の 10 ページから廃止と判断する事業の一覧ですが、例えば 7 番は「納税は国民の義務であり、市が補助する必要性がないと考えることから廃止と判断する。今

後、公益事業を提案する場合、新しい補助金制度を利用することが可能となる」という表現です。議論ではこのようなことで廃止という方向性となりましたが、少しきつい表現になっていると思います。例えば、納税関係の補助金については、これまでは役立った側面はもちろんあると思いますが、時代の状況にそぐわない等の表現を加えて説明した方がいいと思います。他の事業にも表現を見直した方がいいものもありますが、方向性は当然変えません。文言についての修正は、私に一任していただきたいと思いますがいかがですか。もちろん各委員には事前にご確認をいただきます。（了承）

コメント以外の全体についてですが、今日の修正部分につきましては了承したということですのでよろしいですね。14 ページの表の修正や文章などについては、どういうふうに直すか確定しておりませんので、確定したらもう一度全体を見直して各委員にご確認いただくという手順で進めたいと思いますが、いかがですか。（了承）

委 員 : 14 ページ表 2 の審査結果のまとめと資料 4 の整合性をとる表の見せ方を考えていただきたいと思います。

事 務 局 : もう一度整理させていただきたいと思います。

委 員 : 廃止は廃止ですね。ただ、廃止でも新制度に移行する場合もありますね。

事 務 局 : ニュアンス的には両方あると思います。廃止出来なければ事業費補助だとか、事業費補助に出来なければ廃止など、キーをどれにするかによって順列が変わってきてしまいます。かなり難しいと思います。どの要素が入っているかを書くのが重要であると思います。例えば、補助事業の 1 番から記載していくのか、方向性の組み合わせ毎に記載していくのが親切なのかを選択していただくしかないと思います。

委 員 長 : この資料 4 の記載の仕方をした方がいいのではないですか。

事 務 局 : 資料 5 の補助金点検シートでは番号順に見て行くことが出来ます。方向性毎に見ていただくために資料 4 を作成しておりますので、これでよろしいのではないかと思います。

今の表からは、3 つの方向性がある事業もありますので、単純には出て来ないので、事務局で工夫いたします。

委 員 長 : これで訂正の方はよろしいですか。（議題 1 承認）

議題の 2 の報告書の提出について、事務局から説明願います。

事 務 局 : 報告書の提出について、でございますが、市長への報告書の提出日につきましては、委員の皆様のスケジュールをお伺いしたところ、7 月は 30 日（木）の午後、8 月は、10 日（月）の午前と午後が、皆様のご都合がよろしい日ということでお伺いしております。今後、日程調整をいたしまして、近日中に皆様へご連絡するものとしてよろしいでしょうか。

当日は、修正いたしました報告書添付文書、報告書及び事務局作成の報告書概要説明資料を準備いたします。

また、当日は写真撮影も行ないたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員 長 : 市長のご都合もあると思いますので、日程調整をお願いします。

事 務 局 : それでは、日程調整いたしまして、ご連絡申し上げます。

委 員 長 : これで、議題は終了いたしますが、何かございますでしょうか。

- 委 員 : 概要説明資料の方も報告書に合わせて修正をお願いします。
- また、5 ページの支援事業のフローですが、実績報告に伴って精算はするのですよね。
- 事 務 局 : 基本的には、精算は伴いますが、実質的にない場合がございます。確定払いがそれに当たりますが、交付して精算という流れが原則でございますことから、誤解を招きやすいフローの矢印は消させていただきます。
- 委 員 長 : これにて第 12 回の補助金制度検討委員会を終了いたします。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 今泉 正博